第一条第二項第一号	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第五条第一項	第七十三条第一項の	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項の
第五条第一項第一号ロ(1)	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（第八項において「病床転換支援金」という。）
第五条第一項第一号ロ(2)	一から付録第一の式により算定した割合を控除した	付録第二の式により算定した
第五条第三項	第七十三条第一項第一号ロ	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項第一号ロ
第五条第四項	第七十三条第二項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項
第五条第四項第二号イ	及び第二号	及び高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号
	同項第一号	高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号
第五条第五項	第七十三条第二項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項
第五条第五項第三号イ(1)	一から給付費割合を控除した	高齢者医療確保法第三十四条第一項及び高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額の
第五条第五項第三号イ(2)	一から付録第一の式により算定した割合を控除した	付録第二の式により算定した
第五条第五項第三号ハ(1)	一から給付費割合を控除した	高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額の
第五条第五項第三号ハ(2)	一から付録第一の式により算定した割合を控除した	付録第二の式により算定した
第五条第八項	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
付録第一	第三十四条第一項第二号	附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号

附則第十五条を削る。

附則第十六条の表以外の部分中「前条の規定により読み替えられた」を削り、同条の表を次のように改める。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに附則第十五条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて特定組合員（第四項第一号イにおいて同じ。）又は小規模事業所（(2)において「小規模事業所」という。）以外の特定被保険者（(2)及び次項において「特定被保険者」という。）の組合員（同号ロにおいて同じ。）をいう。以下この(2)において同じ。）である経過的組合員の世帯に属する経過的組合員（(2)及び次項において「経過的世帯員」という。）以外の被保険者（以下同じ。）であつて特定組合員である特定被保険者（以下同じ。）をいう。以下同じ。）でないもの
	組合特定被保険者でないもの	組合特定被保険者でないもの並びに経過的組合員であつて特定組合員である特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
第五条第二項	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員であつて特定組合員である特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員を除く。次項において同じ。）
第五条第四項第一号	一　厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の事業主の事業所又は事務所に使用される一般被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項の規定による被保険者をいう。以下同じ。）及び同法第百三十五条第一項の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者（次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分　零 イ　厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の事業主の事業所又は事務所に使用される一般被保険者であつて、健康保険法第三条第一項の規定による被保険者（ロにおいて「指定組合特定被保険者」という。）及びロに掲げる者（経過的世帯員を除く。）に係る給付額に係る部分　零 ロ　指定組合の経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないもののうち、健康保険法第三条第一項の規定による被保険者の承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）に係る給付額に係る部分　零	
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（指定組合特定被保険者並びに経過的組合員及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）を除く。）
第五条第五項第一号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員